

(各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生労働省政策統括官  
(統計・情報政策担当) 通知)

厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策担当)

### 平成 30 年社会福祉施設等調査の実施について (通知)

社会福祉施設等調査につきましては、これまで種々御配慮をいただいているところですが、本年においても下記のとおり実施いたしますので、調査の実施に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者及び従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2 調査の対象及び客体

別紙 1 に掲げる社会福祉施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) による障害福祉サービス等事業所及び児童福祉法による障害児通所支援等事業所を対象とし、その全数を客体とする。

#### 3 調査の期日

平成 30 年 10 月 1 日

#### 4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

##### 【基本票】

- (1) 施設基本票 (別紙 2・3)
- (2) 事業所基本票 (別紙 4)

##### 【詳細票】

- (1) 保護施設・老人福祉施設等調査票 (別紙 5)
- (2) 障害者支援施設等調査票 (別紙 6)
- (3) 児童福祉施設等調査票 (別紙 7)
- (4) 保育所・地域型保育事業所調査票 (別紙 8)
- (5) 幼保連携型認定こども園調査票 (別紙 9)
- (6) 障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票 (別紙 10)

## 5 調査の実施体制

- (1) 基本票については、厚生労働省が、都道府県、指定都市及び中核市に対して調査を行う。
- (2) 詳細票については、厚生労働省が、調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。
- (3) 都道府県、指定都市及び中核市は、自らが設置している調査対象施設及びそれぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「平成 30 年社会福祉施設等調査 調査対象名簿」の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

## 6 調査の方法

### 【基本票】

厚生労働省から都道府県、指定都市及び中核市に調査票を配布し、担当者が記入する。

### 【詳細票】

都道府県、指定都市及び中核市により更新された「平成 30 年社会福祉施設等調査 調査対象名簿」を基に、民間事業者から全施設・事業所に調査票を配布し、各管理者が記入する。

## 7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行い、調査結果は速やかに公表する。

(別紙 1 ～ 10 省略)